

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 白鷹町

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 ・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(白鷹町)
 ・GTFS-JP (GTFS-RT) の作成・提供 (白鷹町)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(白鷹町)
 ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(事業者、白鷹町)
 ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(白鷹町、町内事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の白鷹町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

RE S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・白鷹町目標値（目標年度 R6 年度末）

県外 300 人、県内 1,800 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の白鷹町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・白鷹町の目標値（目標年度 R6 年度末）

0.40 回／人（直近年度の実績 5,806 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の白鷹町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 0 円）

- ・白鷹町目標値（目標年度 R6 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

地域鉄道：13,440 千円（直近年度の実績 13,440 千円）

デマンド交通：8,400 千円（直近年度の実績 10,351 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標（R4））

全町線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,000 人以上（直近年度の実績 5,806 人）

全町線の収支率：20%以上（直近年度の実績 22%）

全町線への白鷹町負担額 10,000 千円（直近年度の実績 10,351 千円）

町内循環線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,000 人以上（直近年度の実績なし）

町内循環線の収支率：4%以上（直近年度の実績なし）

町内循環線への白鷹町負担額 2,334 千円（直近年度の実績なし）

公立置賜病院線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：200 人以上（直近年度の実績 200 人）

公立置賜病院線の収支率：10%以上（直近年度の実績 10%）

公立置賜病院線への白鷹町負担額 1,911 千円（直近年度の実績 1,911 千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RE S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、白鷹町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 17,446 千円のうち、白鷹町から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記路線への白鷹町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する白鷹町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和2年度>

- ・令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決 等
- ・令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論
- ・令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論
- ・令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論
- ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論

<令和3年度>

- ・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和2年度>

山形県地域公共交通活性化協議会置賜地域別部会

- ・令和2年10月12日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理
- ・令和3年1月14日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理

○ 白鷹町地域公共交通会議

<令和2年度>

- ・令和3年2月17日：地域交通の利便性向上に向けた実証実験に関する議論

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により白鷹町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、白鷹町地域公共交通会議の開催により意見を収集している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833

（所 属）白鷹町企画政策課

（氏 名）金子 秀人

（電 話）0238-85-6123

（e-mail）kikaku@town.shirataka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白鷹町	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	241日	1,205回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	②
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(2) 町内循環線	白鷹町立病院	白鷹町文化交流センターあ	白鷹町立病院	往 6.2km 循環	241日	964回		路線定期運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	②
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(3) 公立置賜病院線	白鷹町立病院		置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	241日	95回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	②
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白鷹町	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	241日	1,205回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(2) 町内循環線	白鷹町立病院	白鷹町文化交流センターあ	白鷹町立病院	往 6.2km 循環	241日	964回		路線定期運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(3) 公立置賜病院線	白鷹町立病院		置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	241日	95回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白鷹町	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	241日	1,205回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(2) 町内循環線	白鷹町立病院	白鷹町文化交流センターあ	白鷹町立病院	往 6.2km 循環	241日	964回		路線定期運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(3) 公立置賜病院線	白鷹町立病院		置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	241日	95回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白鷹町	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	241日	1,205回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(2) 町内循環線	白鷹町立病院	白鷹町文化交流センターあ	白鷹町立病院	往 6.2km 循環	241日	964回		路線定期運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(3) 公立置賜病院線	白鷹町立病院		置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	241日	95回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

白鷹町デマンドタクシーのご案内

平成30年4月1日改正

1 デマンド（予約型）タクシーとは？

通常のタクシーとは異なり、予約していただいたかたを順番に迎えに行き、低料金で目的地まで送迎する他の人との乗り合いタクシーです。利用されるかたは、事前登録と利用する前の電話予約が必要になります。

2 運行計画

- (1) 運行日： 月曜から金曜の週5日
(土・日曜日、祝日、年末年始 12/29～1/3 は運休)
- (2) 利用料金： 1回 500円（未就学児は無料）
*障がいのあるかたは障害者手帳を提示いただくと250円(半額)で利用できます。
*運転免許証を自主返納された方は運転履歴証明書を提示いただくと300円で利用できます。
*回数券（100円券 11枚つづり 1冊 1,000円）を利用するとお得です。
朝日観光タクシーまたは白鷹タクシーよりお買い求めください。
*ゆーカードの満点券（500円相当）も利用できます。
- (3) 定員： 1台 9名
- (4) 運行业者： 朝日観光タクシー、白鷹タクシー
- (5) 時刻表： 午前8時便、午前9時便、午前10時便、午前11時便、午前12時便（午前5便）
午後1時便、午後2時便、午後3時便、午後4時便（午後4便）

3 運行エリア

町内全域をひとつの「白鷹エリア」として運行します。



④エリア内は、乗り換えをすることなく行くことができ、どこでも乗り降りが可能です。

④予約をする場合は、自宅や施設など待ちが可能な場所をご予約ください。

例「自宅」から「病院」まで
「自宅」から「〇〇商店」まで

④複数の方との乗り合いとなりますので、予約状況によって待ち時間や到着時間が変わります。時間には十分余裕を持ってご利用ください。

白鷹町循環バス停留所&時刻表

2021年 **7月1日** ~ **10月31日** 平日のみ運行実証実験



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
町立病院	役場	セブンイレブン	スピカ	きらやか銀行	荒砥駅	あゆ〜む	ファミリーマート	ヤマシチ商店	にじ	荒砥駅	きらやか銀行	スピカ	セブンイレブン	役場	町立病院
8:30	8:33	8:35	8:37	8:40	8:43	8:51	8:53	8:56	8:58	9:06	9:09	9:12	9:14	9:16	9:19
10:50	10:53	10:55	10:57	11:00	11:03	11:11	11:13	11:16	11:18	11:26	11:29	11:32	11:34	11:36	11:39
11:50	11:53	11:55	11:57	12:00	12:03	12:11	12:13	12:16	12:18	12:26	12:29	12:32	12:34	12:36	12:39
14:10	14:13	14:15	14:17	14:20	14:23	14:31	14:33	14:36	14:38	14:46	14:49	14:52	14:54	14:56	14:59

料金は、どこまで乗っても **100円** 実証実験期間中、テマンドタクシーをご利用の方には**無料券**をお配りします！

ご利用方法(どなたでもご利用になれます)

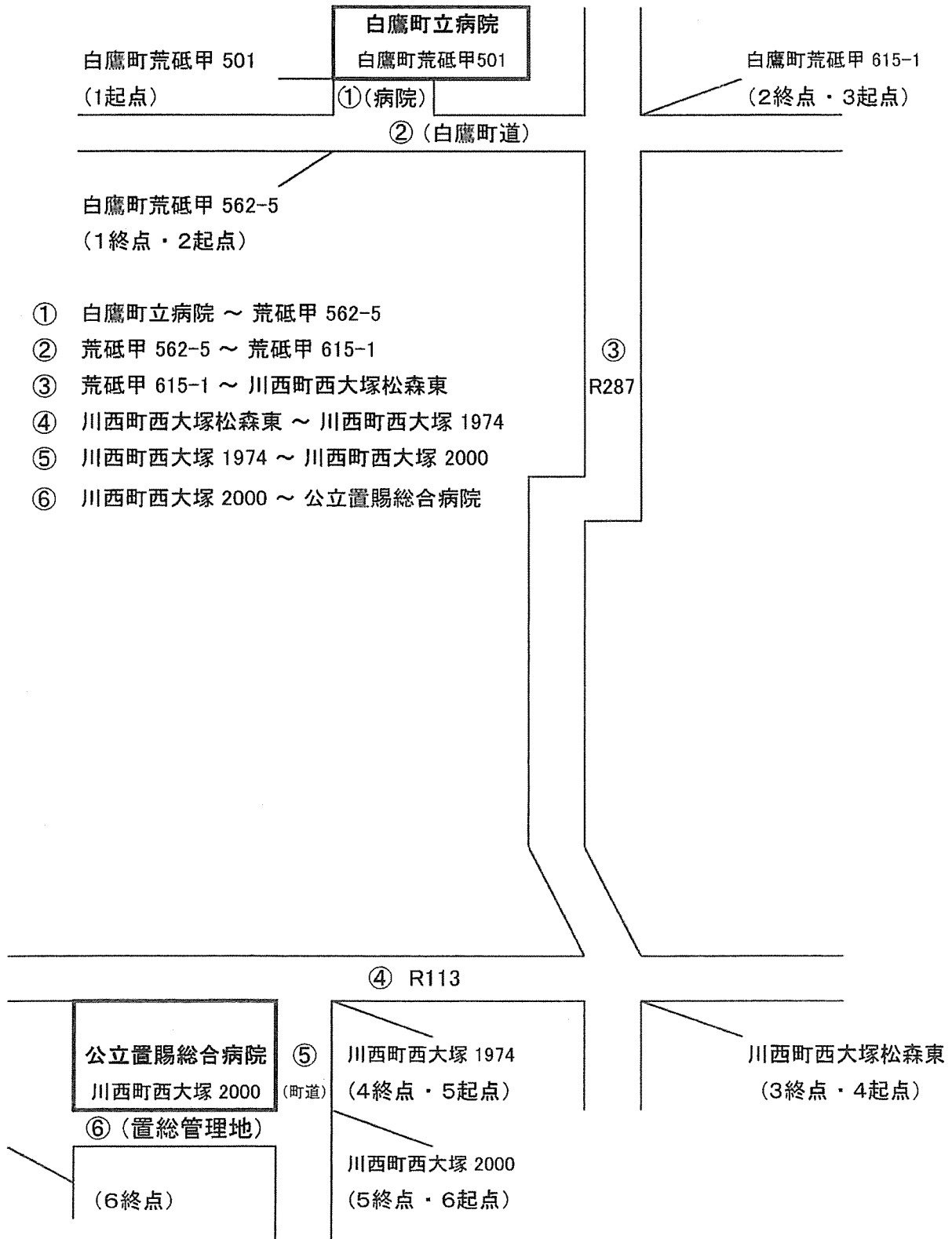
- 乗車時に、運転手に目的地をお伝えください。
- 降車時に、運転手に100円または無料券をお渡しください。



お問い合わせ
 白鷹町役場企画政策課
85-6123



路線不定期運行路線 ・ 路線図 (白鷹町立病院～公立置賜総合病院線)

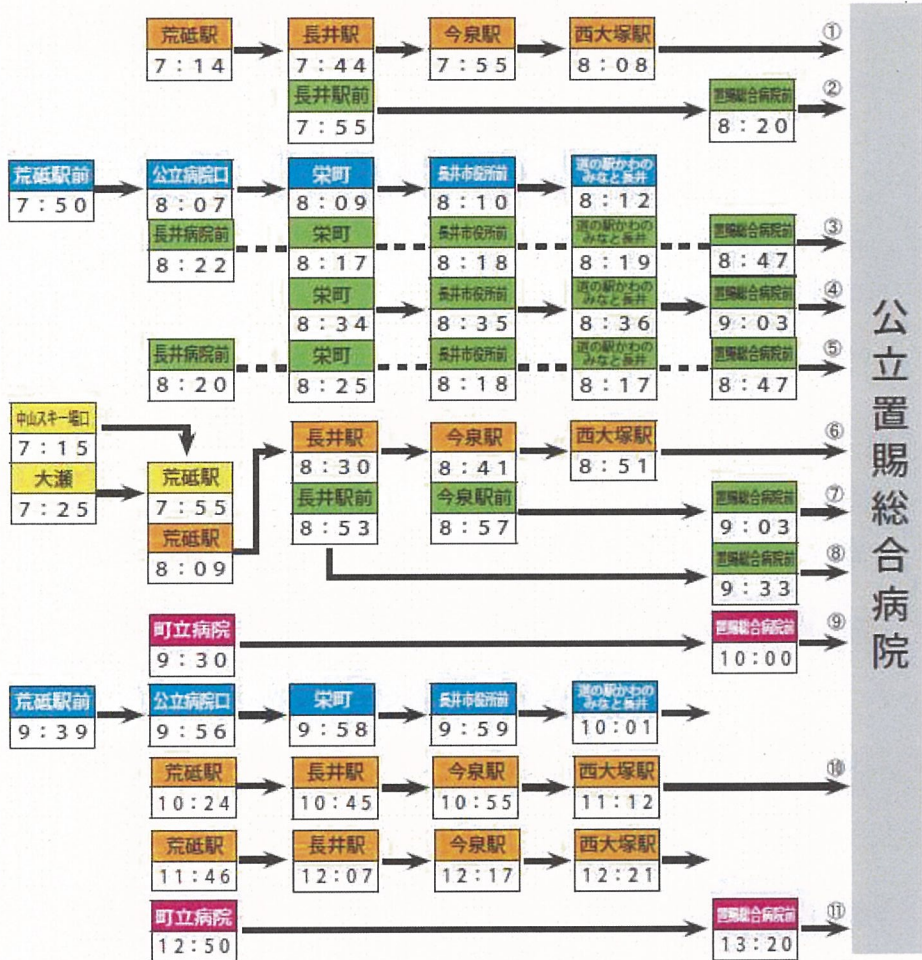


- ① 白鷹町立病院 ～ 荒砥甲 562-5
- ② 荒砥甲 562-5 ～ 荒砥甲 615-1
- ③ 荒砥甲 615-1 ～ 川西町西大塚松森東
- ④ 川西町西大塚松森東 ～ 川西町西大塚 1974
- ⑤ 川西町西大塚 1974 ～ 川西町西大塚 2000
- ⑥ 川西町西大塚 2000 ～ 公立置賜総合病院

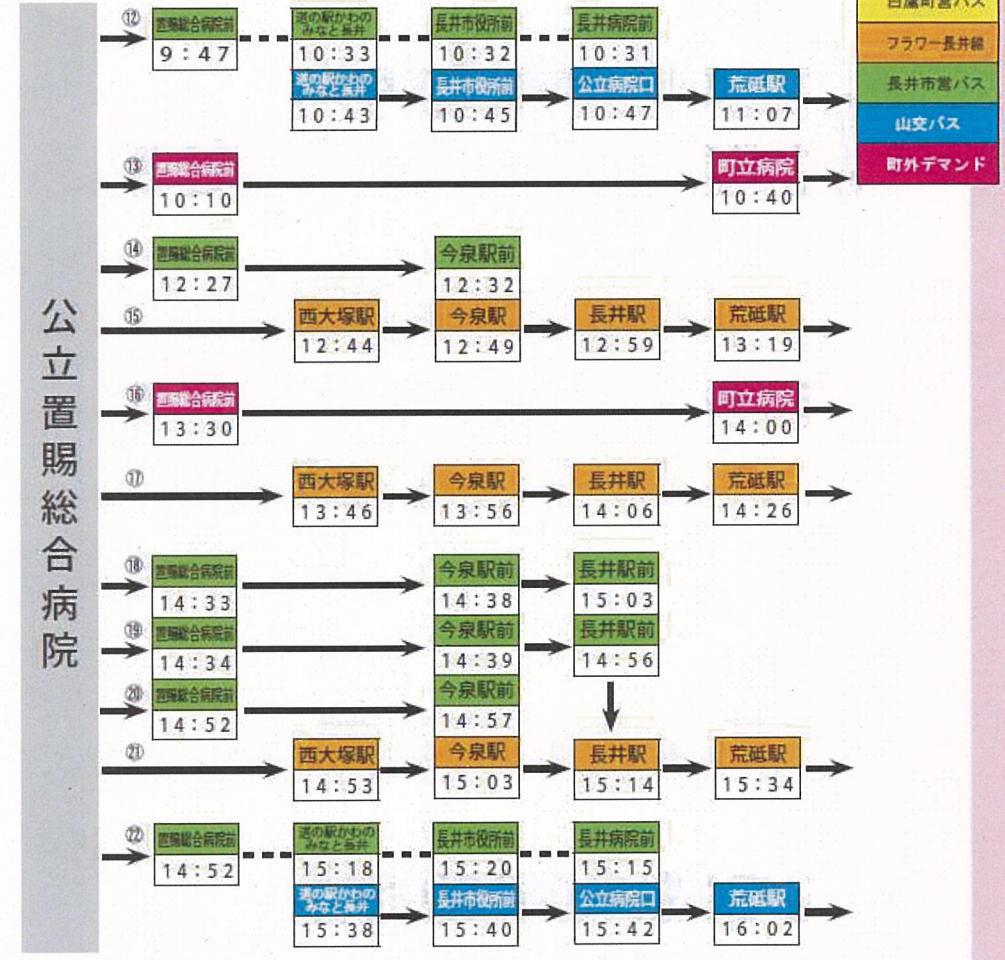
白鷹町公共交通時刻表 (白鷹町内～公立置賜総合病院)

※長井市営バスについては10/1よりダイヤ改正予定

【行き：町内⇒公立置賜総合病院】



【帰り：公立置賜総合病院⇒町内】



【凡例】

白鷹町営バス
フラワー長井線
長井市営バス
山交バス
町外デマンド

（運賃例）

- ① 1,400円（長井線荒砥駅乗車、西大塚駅からタクシー利用）
- ② 770円（長井線荒砥駅乗車、市営バスは助進代（白兔）線（月～金）利用）
- ③ 910円（山交バス荒砥駅前乗車、公立病院口降車、市営バスは白兔（里巻）線（月・水・金）利用）
- ④ 940円（山交バス荒砥駅前乗車、道の駅降車、市営バスは上郷・平山線（月・水・金）または九野本線（火・木）利用）
- ⑤ 910円（山交バス荒砥駅前乗車、公立病院口降車、市営バスは平線（火・木）利用）
- ⑥ 1,600円（町営バス利用、西大塚駅からタクシー利用）
- ⑦ 920円（町営バス利用、市営バスは上郷・平山線（月・水・金）または九野本線（火・木）利用）
- ⑧ 970円（町営バス利用、市営バスは伊佐沢・中央線（月～金）利用）
- ⑨ 1,000円
- ⑩ 1,400円（長井線荒砥駅乗車、西大塚駅からタクシー利用）
- ⑪ 1,000円

（運賃例）

- ⑫ 940円（市営バスは伊佐沢・中央線（月～金）利用、山交バス道の駅乗車、荒砥駅降車）
- ⑬ 1,000円
- ⑭ 720円（市営バスは上郷・平山線（月・水・金）または九野本線（火・木）利用、長井線荒砥駅降車）
- ⑮ 1,400円（長井線西大塚駅までタクシー利用、荒砥駅降車）
- ⑯ 1,000円
- ⑰ 1,400円（長井線西大塚駅までタクシー利用、荒砥駅降車）
- ⑱ 720円（市営バスは白兔（里巻）線（月・水・金）、長井線今泉駅乗車、荒砥駅降車）
- ⑲ 720円（市営バスは平線（火・木）、長井線今泉駅乗車、荒砥駅降車）
- ⑳ 720円（市営バスは上郷・平山線（月・水・金）、長井線今泉駅乗車、荒砥駅降車）
- ㉑ 1,400円（長井線西大塚駅までタクシー利用、荒砥駅降車）
- ㉒ 940円（市営バスは上郷・平山線（月・水・金）または九野本線（火・木）、山交バス道の駅乗車、荒砥駅降車）

（注1）この時刻表は各公共交通のうち、白鷹町内と置賜総合病院間の効率的なアクセス方法を表記したものであり、全ての路線や停留所を示すものではありません。これ以外については各交通機関などのホームページなどからご確認ください。

（注2）長井市営バスについては、10月1日からダイヤを大幅改正予定です。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	白鷹町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,897
交通不便地域等	12,897

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
12,897	白鷹町	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)